

松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年松江市告示第434号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者に関し必要な事項を定めるものとする。

(第1号事業に要する費用の額)

第2条 第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表第1及び別表第2の規定により算定した単位数を合計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1) 訪問サービス及び訪問型サービス A 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。次号において「単価告示」という。）に定める松江市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

(2) 通所サービス及び通所型サービス A 10円に単価告示に定める松江市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により第1号事業に要する費用額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第3条 市長は、要綱第6条第1項各号に掲げる者が、第1号事業を利用したときは、第1号事業支給費として、前条に定める費用の額の100分の90（当該第1号事業を利用する者が法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあっては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあっては100分の70）に相当する額を支給するものとする。

(支給限度額)

第4条 事業対象者（要綱第6条第1項第2号に規定する「事業対象者」をいう。以下同じ。）に対して前条の規定により支給される額の合計は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号。）第2号に定める要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90（当該事業対象者が法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあっては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である場合にあっては100分の70）に相当する額を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書（様式第1号）による申請があり、かつ、事業対象者が退院直後である等の理由により、集中的にサービスを利用することが当該事業対象者の自立支援につながると市長が認める場合には、前項中「要支援1」とあるのは「要支援2」とする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第5条 災害その他特別な事情により、第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めた者事業対象者が受ける第1号事業支給費については、市長が別に定める。

(指定事業者の指定の実施等)

第6条 訪問サービス、通所サービス、訪問型サービス A 及び通所型サービス A を実施する事業者の指定については、市長が別に定める。

附 則（平成28年松江市告示第435号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則（平成29年松江市告示第32号）

この告示は、平成29年3月7日から施行する。

附 則（平成30年松江市告示第250号）

この告示は、平成30年5月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年松江市告示第326号）

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年松江市告示第411号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年松江市告示第129号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年松江市告示第136号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年松江市告示第289号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の別表第 1 の 1 の(1)から(6)まで、同表 2 の(1)から(3)まで、別表第 2 の 1 の(1)から(4)まで並びに同表 2 の(1)及び(2)に規定する所定単位数については、令和 3 年 9 月 30 日までの間は、それらの規定にかかわらず、その 1,000 分の 1,001 に相当する単位数を算定する。

附 則（令和 4 年松江市告示第 122 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年松江市告示第 477 号）

この告示は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 訪問サービス費

- (1) 訪問サービス費(Ⅰ) 1,176単位（1月につき）
- (2) 訪問サービス費(Ⅱ) 2,349単位（1月につき）
- (3) 訪問サービス費(Ⅲ) 3,727単位（1月につき）
- (4) 訪問サービス費(Ⅳ) 268単位（1回につき）
- (5) 訪問サービス費(Ⅴ) 272単位（1回につき）
- (6) 訪問サービス費(Ⅵ) 287単位（1回につき）

注1 利用者に対して、訪問事業所（松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第438号。以下「訪問基準要綱」という。）第5条第1項に規定する訪問事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びビに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の訪問サービスが必要とされた者

イ 訪問サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の訪問サービスが必要とされた者

ウ 訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによりイに掲げる回数の程度を超える訪問サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「要介護基準省令」という。）第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。）

エ 訪問サービス費(Ⅳ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより訪問サービスと訪問型サービスAの併用が必要とされた者で、その利用が週1回程度の場合

オ 訪問サービス費(Ⅴ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより訪問サービスと訪問型サービスAの併用が必要とされた者で、その利用が週2回程度の場合

カ 訪問サービス費(Ⅵ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによりオに掲げる回数の程度を超える訪問サービスと訪問型サービスAが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護基準省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。）

注2 次のアからウまでに定める建物に居住する利用者に対し訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

ア 訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物

イ 訪問事業所と同一の建物

ウ ア、イ以外の建物であって、当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり20人以上であるもの

注3 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号。以下「地域告示」という。）に規定する地域に所在する訪問事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域告示」という。）第1号に規定する地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の訪問事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 訪問事業所の訪問介護員等が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（訪問基準要綱第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下この表において同じ。）を越えて、訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問サービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の訪問事業所において訪問サービスを受けている間は、当該訪問事業所以外の訪問事業所が訪問サービスを行った場合に、訪問サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の訪問事業所において訪問サービスを受けている間は、訪問A事業所（松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第440号。以下「訪問A基準要綱」という。）第5条第1項に規定する訪問A事業所をいう。以下同じ。）が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。

(7) 初回加算 200単位

注 訪問事業所において、新規に訪問個別サービス計画（訪問基準要綱第22条第1項に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（訪問A基準要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の訪問サービスを行った日の属する月に訪問サービスを行った場合又は当該訪問事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問サービスを行った日の属する月に訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(8) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

注 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問個別サービス計画を作成(変更)すること。当該理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で助言を行うこと、を定期的に行うこと。

(9) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問・通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問個別サービス計画を策定した場合であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師と連携して訪問サービスを行ったときに、初回の訪問サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。

リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問して行う場合も同様に加算する。

(10) 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「基準告示」という。)第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のアからウまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、それぞれアからウまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(9)までにより算定した単位数の 1,000 分の 137 に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(9)までにより算定した単位数の 1,000 分の 100 に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(9)までにより算定した単位数の 1,000 分の 55 に相当する単位数

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第 4 号の 2 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(9)までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(9)までにより算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数

(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第 4 号の 3 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、(1)から(9)までにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 訪問型サービス A 費

(1) 訪問型サービス A 費(Ⅰ) 1,061 単位(1 月につき)

(2) 訪問型サービス A 費(Ⅱ) 2,118 単位(1 月につき)

(3) 訪問型サービス A 費(Ⅲ) 3,362 単位(1 月につき)

注 1 利用者に対して、訪問 A 事業所の従事者等(訪問 A 基準要綱第 5 条第 1 項に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、訪問型サービス A を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 訪問型サービス A 費(Ⅰ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の訪問型サービス A が必要とされた者

イ 訪問型サービス A 費(Ⅱ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の訪問型サービス A が必要とされた者

ウ 訪問型サービス A 費(Ⅲ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによりイに掲げる回数の程度を超える訪問型サービス A が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護基準省令第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。)

注 2 訪問 A 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問 A 事業所と同一建物に居住する利用者又は訪問 A 事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

注 3 地域告示に規定する地域に所在する訪問 A 事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービス A を行った場合は、特別地域加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 4 中山間地域告示第 1 号に規定する地域に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下の訪問 A 事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービス A を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 5 訪問 A 事業所の従事者が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービス A を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス A 費は、算定しない。

(4) 初回加算 200 単位

注 訪問 A 事業所において、新規に訪問個別サービス計画(訪問 A 基準要綱第 20 条第 1 項に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の属する月に訪問型サービス A を行った場合又は当該訪問 A 事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

注 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)すること。当該理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で助言を行うこと、を定期的に行うこと。

(6) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問・通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を策定した場合であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師と連携して訪問介護を行ったときに、初回の訪問型サービス A が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。

リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問して行う場合も同様に加算する。

(7) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のアからウまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、それぞれアからウまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1,000 分の 137 に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1,000 分の 100 に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1,000 分の 55 に相当する単位数

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第 4 号の 2 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数

(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第 4 号の 3 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、(1)から(6)までにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(10) 自立支援強化・評価加算

注 1 松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱(平成 28 年松江市告示第 43 7 号)第 2 条の規定による指定の申請を行い、同要綱第 3 条の規定による指定の通知を受けた訪問 A 事業所については、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じ、1 月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の訪問型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 130 単位

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の訪問型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 260 単位

ウ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回を超える程度の訪問型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 390 単位

注 2 注 1 の加算は、訪問 A 事業所が、次のアからエまでに掲げる基準のいずれかに適合する場合に限り、算定する。

ア 前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 月（令和 4 年度については、令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 月）の間に、6 月以上緩和型サービスを連続利用した者が 3 人以上の場合で、介護度が維持・改善された人数の割合が 60% 以上であること。

イ 前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 月（令和 4 年度については、令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 月）の間に、6 月以上緩和型サービスを連続利用した者が 2 人以下の場合で、介護度が維持・改善された人数が 1 人以上いること。

ウ 前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 月（令和 4 年度については、令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 月）の間に、6 月以上緩和型サービスを連続利用した者のうち、介護度が非該当又は事業対象外になった利用者が 1 人以上いること。

エ 新しく指定の通知を受けた事業所で、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 月（令和 4 年度については、令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 月）の間に、6 月以上の評価期間を設定できないこと。

別表第 2（第 2 条関係）

1 通所サービス費

(1) 通所サービス 1 費（1 月につき） 1,672 単位

(2) 通所サービス 2 費（1 月につき） 3,428 単位

(3) 通所サービス 1 費（1 回につき） 384 単位

(4) 通所サービス 2 費（1 回につき） 395 単位

注 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）第 71 号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所（松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 28 年松江市告示第 439 号。以下「通所基準要綱」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、通所サービスを行った場合に、利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生労働省告示第 27 号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第 15 号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

ア 通所サービス 1 費（1 月につき） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者

イ 通所サービス 2 費（1 月につき） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 2 又は事業対象者

ウ 通所サービス 1 費（1 回につき） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者で、通所型サービスと通所型サービス A の併用となる者

エ 通所サービス 2 費（1 回につき） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 2 又は事業対象者で、通所サービスと通所型サービス A の併用となる者

注 2 指定通所サービス事業所の従業者（通所基準要綱第 5 条第 1 項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所サービス費は、算定しない。

注 4 利用者が一の指定通所サービス事業所において通所サービスを受けている間は、当該指定通所サービス事業所以外の指定通所サービス事業所が通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

注 5 利用者が一の指定通所サービス事業所において通所サービスを受けている間は、通所 A 事業所（松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業通所型サービス A の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 28 年松江市告示第 441 号。以下「通所基準 A 要綱」という。）第 5 条第 1 項に規定する通所 A 事業所をいう。以下同じ。）が通所型サービス A を行った場合に、通所型サービス A 費は、算定しない。

注 6 指定通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所サービス事業所と同一建物から当該指定通所サービス事業所に通う者に対し、通所サービスを行った場合は、1 月につき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 376 単位

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 2 又は事業対象者 752 単位

(5) 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グル

ープ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所個別サービス計画（通所基準要綱第21条第1項に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(6) 運動器機能向上加算 225 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(7) 若年性認知症利用者受入加算 240 単位

注 基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）に対して通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(8) 栄養アセスメント加算 50 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(9)の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が基準告示のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(9) 栄養改善加算 200 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の職員として、又は、外部（他の介護事業所、医療機関、栄養ケアステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(10) 口腔機能向上加算

注 基準告示第20号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認め

られるもの（以下この注及び次号において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位

(11) 選択的サービス複数実施加算

注 基準告示第 109 号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480 単位

イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700 単位

(12) 事業所評価加算 120 単位

注 基準告示第 110 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、評価対象期間（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）第 82 号に規定する期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。

(13) サービス提供体制強化加算

注 基準告示第 111 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じて 1 月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（ア）介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 88 単位

（イ）介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 2 又は事業対象者 176 単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（ア）介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 72 単位

（イ）介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 2 又は事業対象者 144 単位

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

（ア）介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 24 単位

（イ）介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 2 又は事業対象者 48 単位

(14) 生活機能向上連携加算

注 基準告示第 15 号の 2 に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、イについては 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、アは算定せず、イは 1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位

(15) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準告示第 19 号の 2 に規定する基準に適合する指定通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20 単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5 単位

(16) 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し通所サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとの ADL 値（ADL の評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所個別サービス計画を見直すなど、通所サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(17) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第 24 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のアからウまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、それぞれアからウまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(16)までにより算定した単位数の 1,000 分の 59 に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(16)までにより算定した単位数の 1,000 分の 43 に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(16)までにより算定した単位数の 1,000 分の 23 に相当する単位数

(18) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第 24 号の 2 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(16)までにより算定した単位数の 1,000 分の 12 に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(16)までにより算定した単位数の 1,000 分の 10 に相当する単位数

(19) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第 24 号の 3 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、(1)から(16)までにより算定した単位数の 1,000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 通所型サービス A 費

(1) 通所型サービス A1 費 (1 月につき) 1,577 単位

(2) 通所型サービス A2 費 (1 月につき) 3,233 単位

注 1 通所 A 基準要綱第 5 条第 1 項の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所型サービス A 事業所において通所型サービス A を行った場合に、利用者の数又は従事者の員数が通所介護費等算定方法第 15 号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。同号中の「介護職員」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。

ア 通所型サービス A1 費 (1 月につき) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者

イ 通所型サービス A2 費 (1 月につき) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者

ウ 通所型サービス A1 費 (1 回につき) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者で、通所型サービス A と通所サービスの併用となる者

エ 通所型サービス A2 費 (1 回につき) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者で、通所型サービス A と通所サービスの併用となる者

注 2 通所 A 事業所の従事者等(通所 A 基準要綱第 5 条第 1 項の規定により置かれる従事者等をいう。以下同じ。)が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービス A を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス A 費は、算定しない。

注 4 利用者が一の通所 A 事業所において通所型サービス A を受けている間は、当該通所 A 事業所が通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

注 5 通所 A 事業所と同一建物に居住する者又は通所 A 事業所と同一建物から当該通所 A 事業所に通う者に対し、通所型サービス A を行った場合は、1 月につき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 376 単位

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 752 単位

(3) 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 通所 A 事業所の従業者等が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所個別サービス計画(通所基準 A 要綱第 19 条に規定する個別サービス計画をいう。以下この項において同じ。)を作成していること。

イ 通所個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(4) 運動器機能向上加算 225 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て運動器機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等及び従事者等が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等及び従事者等が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(5) 若年性認知症利用者受入加算 240 単位

注 基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所A事業所において、若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）に対して指定通所型サービスAを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 栄養アセスメント加算 50 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所A事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することを含む。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士及び従事者等（(7)の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が基準告示のいずれにも該当しない通所A事業所であること。

(7) 栄養改善加算 200 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て栄養改善サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の職員として、又は、外部（他の介護事業所、医療機関、栄養ケアステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(8) 口腔機能向上加算

注 基準告示第20号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び次号において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位

(9) 選択的サービス複数実施加算

注 基準告示第109号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た通所A事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480 単位

イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700 単位

(10) サービス提供体制強化加算

注 基準告示第111号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所A事業所が、利用者に対し、通所型サ

ービス A を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じて 1 月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(ア) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 88 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 176 単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 72 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 144 単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(ア) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 24 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 48 単位

(11) 生活機能向上連携加算

注 基準告示第 15 号の 2 に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、イについては 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、アは算定せず、イは 1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

(12) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準告示第 19 号の 2 に規定する基準に適合する通所 A 事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20 単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 単位

(13) 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し通所型サービス A を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとの ADL 値 (ADL の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症 (法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。) の状況その他の入所者の心身の状態等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所個別サービス計画を見直すなど、通所型サービス A の提供に当たって、アに規定する情報その他通所型サービス A を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(14) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第 24 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のアからウまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、それぞれアからウまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(13)までにより算定した単位数の 1,000 分の 59 に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(13)までにより算定した単位数の 1,000 分の 43 に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(13)までにより算定した単位数の 1,000 分の 23 に相当する単位数

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第 24 号の 2 に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(13)までにより算定した単位数の 1,000 分の 12 に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(13)までにより算定した単位数の 1,000 分の 10 に相当する単位数

(16) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 基準告示第 24 号の 3 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、(1)から(13)までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(17) 自立支援強化・評価加算

注 1 松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱第 2 条の規定による指定の申請を行い、同要綱第 3 条の規定による指定の通知を受けた通所 A 事業所については、次のア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、1 月につきそれぞれア又はイに定める所定単位数を加算する。

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 130 単位

イ 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 260 単位

注 2 注 1 の加算は、訪問 A 事業所が、次のアからエまでに掲げる基準のいずれかに適合する場合に限り、算定する。

ア 前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 月（令和 4 年度については、令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 月）の間に、6 月以上緩和型サービスを連続利用した者が 3 人以上の場合で、介護度が維持・改善された人数の割合が 60% 以上であること。

イ 前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 月（令和 4 年度については、令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 月）の間に、6 月以上緩和型サービスを連続利用した者が 2 人以下の場合で、介護度が維持・改善された人数が 1 人以上いること。

ウ 前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 月（令和 4 年度については、令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 月）の間に、6 月以上緩和型サービスを連続利用した者のうち、介護度が非該当又は事業対象外になった利用者が 1 人以上いること。

エ 新しく指定の通知を受けた事業所で、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 月（令和 4 年度については、令和 3 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 月）の間に、6 月以上の評価期間を設定できないこと。